

# 信濃川河川事務所工事安全対策協議会規約

## (名 称)

第1条 本会の名称は、信濃川河川事務所工事安全対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所（以下「事務所」という。）の工事及び地質調査（以下「工事等」という。）の施工にあたり建設労働災害の防止に関する総合的な計画の基に、工事等の安全施工、建設労働者の安全衛生の確保及び第三者に対する安全を確保し、工事等の円滑な遂行等に寄与することを目的とする。

## (組 織)

第3条 協議会は、事務所長、副所長（事務・技術）、事業対策官、工物品質管理官、経理課長、工務課長、管理課長、防災情報課長、施設管理課長、各出張所長、支所長並びに第7条に規定する会長が指名した役員、請負者会員をもって構成する。

2 協議会の下部組織として、分会を設ける。

## (活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 工事等の安全に関する意識の向上のための建設労働災害防止大会の開催
- (2) 建設労働災害防止に関する講習会の開催
- (3) 工事等期間中の安全パトロールの実施
- (4) 安全施工技術の向上に関する調査研究
- (5) その他目的達成に必要な事項

## (会の運営)

第5条 協議会を円滑に運営するために役員会を置く。

2 役員会は、協議会の運営に関する基本的事項を決定する。

## (入会及び脱会)

第6条 協議会の請負者会員は、工事等契約の締結または災害応急対策業務の協定締結をもって入会し、工事等目的物の引渡または協定期間の満了をもって脱会する。

## (役 員)

第7条 協議会の会長は、事務所長とする。

2 協議会に会長のほか、次の役員を置く。

- ・ 副会長：副所長（技術）及び会長が指名した会社役員
- ・ 幹 事：工物品質管理官、代表発注担当課長及び代表主任監督員並びに会長が指名した会社役職員

3 幹事長は工物品質管理官とする。

(役員任期)

第8条 民間役員任期は、10月1日から翌年9月30日までとする。

(役員任務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長（技術）が会長の職務を代行する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を統括する。

4 幹事は、会員相互の連絡及びその他の事務を司る。

(運営)

第10条 協議会を円滑に運営するため、役員会及び幹事会を置く。

2 役員会は、第7条の役員をもって構成し、会長は必要に応じて役員会を開催する。

3 幹事会は、協議会の運営に関する実務を担当する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、事務所品質確保課におく。

(経費)

第12条 本会の活動に必要な「会場借上費」、「資料作成費」、「印刷費」、「通信連絡費」等は、事務局において負担する。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し、会長が定める。

(付則)

この規約は、平成7年2月23日より施行する。

組織変更により平成15年4月1日第1条、第2条を改正

平成17年 9月22日一部改正

平成18年 9月20日一部改正

平成20年 7月11日一部改正

平成20年10月14日一部改正

平成25年 7月 2日一部改正

令和 元年 9月26日一部改正

令和 3年 9月22日一部改正